

# 序章

---

## 方法と課題

---

本書はわが国における簿記，決算書類，検査，利益処分といった会社財務制度の形成過程を明らかにすることを目的とする。

わが国においては，江戸時代より合資会社に類する形態が一部商家に存在し，また欧米の複式簿記に比肩するような帳簿組織を持つ商家も存在した。

さらに三つ割という独特の利益処分方法も存在した。

しかし，明治における株式会社の形成・発展は江戸期における商家から自然発生的に組織を発展させたものではなく，むしろ権力をもつ側より積極的に導入が図られた結果による。

しかも，この会社組織の導入は明治政府に始まるものではなく，江戸幕府や一部の藩においても積極的に計られたのである。

菅野和太郎氏によれば，「吾々が我國に於ける會社の發達を考究するに就きては，先づ以て幕末大阪に於て設立されたる商社を觀察する必要がある」（菅野和太郎 [1966] 69頁）と指摘されているのである。

ここでは欧米への渡航経験を持つ幕府役人や藩士が中心となっていた。

まず，それらの事例のうち，薩州商社と兵庫商社について概観してみよう。

管見の限り，薩州商社についての研究は，土屋喬雄氏の薩州商社に関する詳細な検討がその研究の起点となると思われる。

ここでは薩摩藩主島津忠義が海外事業を知るべく藩士をヨーロッパに派遣し，その滞欧中に「佛人との間に契約せられたる商社設立計畫」（土屋喬雄 [1927] 513頁）の存在についての検討がなされている。

その仮契約は1865（慶應元）年8月（旧曆）に結ばれ，その内容は，「會社組織の形式は明かでないが，モン・ブラン及びその共同者等と薩藩の合資であつたらしく，損益共に出金高に準じて配分し，利益元金の二倍に達する時は機械は薩藩に屬する契約」（土屋喬雄 [1927] 514頁）であった。利益処分については前述したとおり，出金高に応じて配分されるが，さらに「損失ある時も之に準ずべし」（鹿兒島県 [1941] 219頁）とあり，無限責任の出金であったことがわかる。

契約はその後，一度改正され，派遣された藩士が帰国し，本契約まであと一歩というところまで進んだが，最終的には計画は頓挫してしまった。

また、横井時冬氏はこの薩州商社について、「慶應三（1867）年六月鹿兒島藩において薩州商社といふものを企てしが其方法は一株金五千兩と定め一人にて幾株持つも又一株を幾人にて持つも勝手にまかせ廣く株主を諸地方より募り本社を泉州堺に置き諸國の産物を買集めて利益を得其中より商税を鹿兒島藩へ納め其他の純益金を株にあて、分配する目論見なりきされば株金の代りに産物にて差出すも苦しからずと規定しおけるなりとおもひ合すべしこの商社は成立せざりしも株式の商社を企てたるはこれをもて嚆矢とすべし」（横井時冬 [1929] 338頁）としている。

実現には至らなかったが、この薩州商社は外資を導入し、経営陣にフランス人が入るといふ、当時としては画期的なものであった。

その後、この薩州商社に関する研究はほとんど進展がなかったが、近年長谷川洋史氏により詳細な検討がなされている<sup>1</sup>。

次に、兵庫商社について、その概観を確認する。

兵庫商社は、薩州商社とは対照的に、幕府の役人であった小栗上野介により1867（慶應三）年4月（旧暦）、「兵庫御開港につき、商社取建て方ならびに御用途金見込みの義、申し上げ候書付」（勝海舟全集刊行会 [1975] 719頁）として、兵庫商社設立の建議書が提出された。

そこでは出資については「大坂町人どものうち、身元よろしき者二十人ほど人撰」（勝海舟全集刊行会 [1975] 719頁）したうえで出資させるといふものであった。同年6月に設立が許可されたものの、幕末の混乱の中で残念ながら、兵庫商社は短命に終わった。

さて、1868（慶應三）年12月（陰暦）の王政復古の大号令により、明治新政府が樹立される。いわゆる『明治維新』の幕開けである。

しかし、この明治維新は、鎖国を敷いていた幕藩体制から、政治経済的な条件が自主的にそろって変革が成就したというよりは、むしろ欧米からの「外からの圧力」がかかることにより、維新への動きが加速度を増したために成功にこぎつけたという色合いが強い。

そのため、明治新政府には、その成立直後よりこの「外からの圧力」に対抗すべく、もしくは欧米との経済、産業の格差を埋めるために、皮肉にも欧米をモデルとして、大胆な政治・経済体制の変革が求められ、さらには知識の導入が図られた。

明治新政府は、1868-1869（慶應四-明治二）年の戊辰戦争による旧幕府勢力の鎮圧、1869（明治二）年の版籍奉還による領地領民の返還などを手始めとして、まず中央集権体制の確立を急いだ。

明治新政府はさらに富国強兵をスローガンとしたが、一連のドラスティック

な改革のなかでも「殖産興業」政策は明治新政府の最重要課題であった。

新しい動きとして、丸屋商社のように、政府による指導によるものではない会社設立事例もあるものの、巨額の資本を調達・運用するような組織は政府の指導を待たなければならなかった。

代表的な例としては、関西鉄道会社と通商・為替会社である。

しかし、関西鉄道会社は開業にまでたどり着けず、通商・為替会社は短命に終わるといった結果に終わった。

通商・為替会社の失敗がはっきりした段階で、政府は本格的な株式会社制度を備えた銀行設立を図り、国立銀行条例を制定し、翌年第一国立銀行が設立される。

わが国における会社財務制度もこの国立銀行条例制定を転機として急速に整備されていくことになる。

しかし、この国立銀行条例はアメリカのナショナル・バンク・アクト（1864年国法銀行法）を原型にしたものであるが、そのままの形では導入できなかった。

そこで、本書においては、わが国の会社財務制度の形成過程を明らかにすべく、まずは国立銀行条例の内容から、簿記、決算書類、検査、利益処分について、その形成過程を明らかにしていく。

そのため、第1章においては、会社制度の根幹となる国立銀行条例の形成過程を検討する。

このテーマに関する先行業績を検討した結果、いまだに明らかにされていない点として、以下の2つの問題点、つまり『紙幣条例』の成立時期はいつなのかという問題と、国立銀行条例の範となったアメリカの1864年国法銀行法から、その翻訳である『紙幣条例』を経て国立銀行条例となる過程で如何なる点がいかに変化したのかという問題が存在する。

とりわけ紙幣条例と国立銀行条例の比較検討は、部分的にはなされてはいるものの、全体を通した包括的な比較検討はなされていない。そのためこれらの問題を解決すべく検討を進める。

第2章においては、会社財務制度の基礎となる簿記について考察する。つまり、『銀行簿記精法』の執筆過程での問題点を考察することにより、明治初頭に設立された第一国立銀行で採用された簿記書の成立上の諸事情を明らかにする。

そのために、まず従来のシャンドおよび『銀行簿記精法』についての評価を確認後、第一国立銀行の設立、『銀行簿記精法』の成立過程に関する問題点を提示する。

次に、問題解決に向け、いくつかの仮説を立てる。そして、史料・文献の分析、比較検討、先行業績の再検討等により、問題の解決を図る。そこではいかに『銀行簿記精法』が作り上げられていったかを確認し、その過程で見過ごされてきた史料の再評価を試みる。

第3章においては、決算書類について考察する。そこでは『銀行簿記精法』に記載されている決算諸表が、なぜ大陸式なのかということから出発する。そしてなぜ第一国立銀行の決算諸表の見本とはならなかったのかということをも明らかにする。

そのため、『銀行簿記精法』書体第二の財務諸表自体に関する先行研究の検討をした後に、第一国立銀行の決算公告までの経緯を先行研究の検討とともに確認する。

第4章から第6章までは、検査に関する考察である。第4章は、いわゆる御雇外国人、アレキサンダー・アラン・シャンド (Alexander Allan Shand) による第一国立銀行に対する検査（以下、シャンド検査）以前に、監督官庁であった紙幣寮によって第一国立銀行に対する金融検査が存在したことを起点として、これまで見過ごされてきた明治時代初期における金融検査制度の形成過程に関して、新たな知見を得ることを目的とする。

手順としては、まず検査する側と検査される側の二つの立場からの検査規定、つまり国立銀行条例および紙幣寮事務章程の検査規定の内容、成立ちを改めて確認し、シャンド検査を日本初の金融検査とした大蔵省銀行局年報抄録の内容と比較・検討する。

次に、シャンド検査以前における第一国立銀行に対する金融検査の有無を確認する。

さらに第一国立銀行以外の国立銀行に対する金融検査事例の有無、国立銀行以前に設立された為替会社に対する金融検査制度、金融検査事例の有無、その内容、役割の変化について検討し、明治時代初期におけるわが国の金融検査制度の形成過程を明らかにしていく。

第5章においては、シャンド検査がなぜ小野組破綻から4カ月もたってからおこなわれた原因を探る前段階として、小野組が破綻直前・直後における第一国立銀行に対する監督官庁の検査の実態を明らかにし、わが国における金融検査の形成過程の一断面を明らかにし、政府は何時の段階で第一国立銀行における小野組破綻の影響の大きさを把握したのかということを確認することとする。

第6章においては、シャンド検査が小野組破綻直後に行なわれず、4カ月もたってからおこなわれた原因を探り、改めてシャンド検査の再検討を行なう。

その結果を受けて、シャンド検査と前述のそれまでの検査事例との関係性を明らかにすることで、わが国の金融検査制度の形成過程を明らかにすることを目的とする。

そのため、まず、小野組破綻当時、第一国立銀行の総監であった渋沢栄一の対応と第一国立銀行を所管していた得能良介紙幣頭の対応を確認する。しかる後、シャンド検査の報告書の再検討をおこなう。

さらに、シャンド検査以前の検査とシャンド検査、そしてシャンド検査以降にできた検査マニュアル、「銀行検査手続」の関係性を明らかにしていくことでわが国における金融検査の形成過程を明らかにしていく。

第7章においては、配当率基準、及び安定配当政策は、いつから、いかなる過程を経て戦後日本の株式会社の利益処分政策に組み込まれていったのかという問題を明らかにする。

留意すべきは、江戸期の商家において、いわゆる「三つ割」と呼ばれた利益処分制度が存在していたことである。

そのため、明治期の株式会社における利益処分政策の変遷を明らかにするためには、まずこの三つ割とはいかなるものかという確認からはじめ、この三つ割による利益処分形式が明治期にいかなる影響を及ぼしたのかを、株式会社制度導入期からの各社の配当に関する規定を出来るだけ多く確認することで、配当率基準と安定配当政策の起源を浮き彫りにしていく。

第8章においては、本書を要約し、結語を述べたい。

すなわち、わが国における会社財務制度の形成過程を明らかにすべく、本格的な株式会社制度を備えた組織として認識されている第一国立銀行を主たる検討対象として、法的裏付けとしての国立銀行条例、西洋式複式簿記のテキストとなった『銀行簿記精法』、営業活動の結果を示す決算書類の書式、明治政府が金融機関に対して行った金融検査、そして利益処分政策という各領域における検証結果から導かれるものを体系化していく。

---

1 長谷川洋史 [1999, 2000a, 2000b, 2001, 2002, 2004, 2005a, 2005b, 2007, 2008, 2010]等を参照のこと。

## 文献一覧

- 勝海舟全集刊行会 [1975] 『勝海舟全集』19 講談社
- 菅野和太郎 [1966] 『日本会社企業発生史の研究』経済評論社
- 土屋喬雄 [1927] 『封建社會崩壊過程の研究』弘文堂
- 横井時冬 [1929] 『日本商業史』改造社
- 長谷川洋史 [1999] 「『薩州商社条書』の解析」(1) 『東亜大学経営学部紀要』
- [2000a] 「『薩州商社条書』の解析」(2) 『東亜大学経営学部紀要』(12) 東亜大学経営学部
- [2000b] 「『薩州商社条書』の解析」(3) 『東亜大学経営学部紀要』(13) 東亜大学経営学部
- [2001] 「『薩州商社条書』の解析」(4) 『東亜大学経営学部紀要』(15) 東亜大学経営学部
- [2002] 「『薩州商社条書』の解析」(5) 『東亜大学経営学部紀要』(16) 東亜大学経営学部
- [2004] 「寺島宗則(松木弘安)の「コムパニー」概念について」『日本経済思想史研究』(4) 日本経済思想史研究会
- [2005a] 「『薩州紡績役所公班衛(コンペニー)定則』の解析」(1) 『第一経大論集』35 (2) 福岡経済大学
- [2005b] 「『薩州紡績役所公班衛(コンペニー)定則』の解析」(2) 『第一経大論集』35 (3) 福岡経済大学
- [2007] 「薩州産物会所交易構想と近江商法との関係について」(1) 『福岡経大論集』36-37 (3-1) 福岡経済大学経済研究会
- [2008] 「薩州産物会所交易構想と近江商法との関係について」(2) 『福岡経大論集』38 (1) 福岡経済大学経済研究会
- [2010] 「薩州産物会所交易構想と近江商法との関係について」(3) 『福岡経大論集』39 (1) 福岡経済大学経済研究会